



平成27年5月7日

各位

上場会社名 株式会社 高見澤
代表者名 代表取締役社長 高見澤 秀茂
(JASDAQコード 5283)
問合せ責任者
常務取締役管理本部長 大井 文成
(TEL 026-228-0111)

内部統制システム構築の基本方針の一部改正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について下記のとおり一部改正することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。なお、改正箇所につきましては下線で示しております。

記

- ① **当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ・ 当社グループは、企業が存続するために必要不可欠な法令遵守を認識し、全ての役員が公正で高い倫理観に基づき行動することを徹底することとする。
 - ・ 取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監視・監督する。
 - ・ 取締役会は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、外部機関と積極的に連携をとり、反社会的勢力排除に向けた体制を整備する。
 - ・ 代表取締役社長は、法令、定款、その他社内規程等に従い、会社の業務執行の決定をし、取締役会決議、その他社内規程等に従い職務を執行する。
 - ・ 取締役は、法令、定款、取締役会決議、その他社内規程等に従い、当社の業務を執行するとともに、会社の業務執行状況を取締役会規程に従い取締役会に報告する。
 - ・ 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役会規程及び監査役の監査基準に従い、取締役の職務の執行について監査する。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - ・ 取締役の職務執行に係る情報については文書管理規程に基づき、適切かつ確実に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも取締役会決議事項の情報を閲覧することができる。
- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ・ 全社横断的なリスク管理体制を構築する。
 - ・ 各部門においては、法令及び関係規則に基づいたマニュアルやガイドラインを遵守し適切な対応を速やかに行うこととする。

- ・ 不測の事態が生じた場合においては、「リスクマネジメント体制」により設置された対策本部がかかる任に当たり、対応を協議しながら迅速に対応する。
- ・ 当社及び当社子会社の連携により、当社グループ全体のリスク管理を行う。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 企業理念の具現化に向け、全員参加の経営を基本とし、中長期の基本経営計画書及び単年度事業計画書を立案し、全社的な目標を設定する
また、毎月の経営戦略会議において具体的改善策とその施策を実施する。
- ・ 取締役の職務執行については、組織規程、職務及び業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれ詳細に定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 従業員は、法令、定款はもとより、当社の経営理念に基づき、社内規程及び組織規程、職務及び業務分掌規程に則り行動する。
- ・ 内部監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を経営層及び監査役に適宜報告する。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、担当取締役が統括管理する。
- ・ 担当取締役は、子会社経営層と連携し管理の状態を定期的に取り締役に報告することとし、代表取締役は、子会社との各種連絡会・協議会を設置し、情報交換・危機管理の統一等経営の効率化を確保する。
- ・ 子会社は、内部監査室の定期的な監査対象とし、監査の結果を経営層及び監査役に適宜報告する。

⑦ 監査役を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を必要と求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。
- ・ 指名された使用人の指揮権は、取締役からの独立性を確保する。

⑧ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社グループの取締役及び使用人は当社の業績又は業績に与える重要事項について監査役に都度報告するものとし、職務の執行に関する不法行為や重要な法令違反、定款違反行為の事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。
- ・ 前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- ・ その報告を行った当社グループの取締役及び使用人が当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを受けることを禁止し、その旨の周知徹底を図る。
- ・ 監査役は、独立性と権限により、会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、緊密な連携をとりながら監査の実効性を確保する。
- ・ 監査役が職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められる時を除き、会社は速やかに支払うものとする。

⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・ 当社は金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、「内部統制規程」を定め、財務報告に係る内部統制の評価と有効性の判断を行い、適切に運用されているか確認する。

以 上